

## AED無料貸出事業の開始について

### 1 目的

市内の会場で開催される各種行事において、迅速に救命対応できる体制整備を促し、救命率の向上及び市民の安全・安心の確保を図ることを目的に、主催者に対しAEDの無料貸出事業を開始します。

### 2 対象となる行事

以下の全てに該当する行事を対象とします。

- ・ AEDを設置していない市内の会場で実施
- ・ 市民を主な対象とし、参加者がおおむね10名以上である

※ただし、月2回以上継続的に実施される行事、AEDのレンタル費用等を含む補助金（補助金に類するものを含む。）を受けている又は受ける予定の行事、営利・宗教・政治活動を目的とする行事、その他公序良俗に反するなど適切でないと認められる行事は、対象外とします。

### 3 貸出事業の概要

(1) 開始日 令和8年3月2日（月）

(2) 貸出台数 1台

(3) 貸出費用 無料

(4) 申請方法 地域医療課窓口又はオンライン申請システム

※貸出を希望する場合は、貸出を受けようとする日の2か月前から1週間前までに申請が必要となります。

### 4 参考資料

市内行事における自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

## 市内行事における自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

令和8年2月20日 健康医療部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市（以下「市」という。）が貸出用に配置した自動体外式除細動器及び附属品（以下「AED等」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定める。

（貸出の対象）

第2条 AED等の貸出の対象は、AED等を設置していない市内の会場で、市民を主な対象とし、参加者が概ね10人以上の各種行事を主催する者とする。なお、会場には、AEDを使用した救命救急講習を受講した者又は医療従事者を常駐させることが望ましい。

2 前項に該当する場合に関わらず、次の各号に該当する場合は、貸出の対象としない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 月2回以上、継続的に行われる行事の場合

(2) AED等のレンタル費用等を含む補助金（補助金に類するものを含む。）を受けている又は受ける予定の行事の場合

(3) 営利・宗教・政治活動を目的とする行事の場合

(4) その他公序良俗に反する等、適切でないと認められる行事の場合

（貸出の申請）

第3条 AED等の貸出しを希望する者（以下「申請者」という）は、原則として貸出しを受けようとする日の2か月前から1週間前までにAED等貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第4条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、承認の可否を決定し、1週間以内にAED等貸出承認通知書（様式第2号）又はAED等貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（貸与及び返却）

第5条 貸出しの承認通知書を受けた申請者は、開庁日に市地域医療課においてAED等の貸与を受けるものとする。

2 AED等を貸出期間の末日までの開庁日に市地域医療課に持参し、返却する。

（貸出の期間）

第6条 AED等の貸出期間は、行事の開催期間を含み最長7日間とする。

（貸出台数）

第7条 AED等の貸出しの台数は、1回の行事につき1台とする。

（費用の負担）

第8条 AED等の貸出しに係る費用は、無料とする。

2 AED等の運搬等に要する経費は、申請者が負担するものとする。

3 貸出期間中において、救命等の正当な目的によりAEDに付属するパッド等の消耗品を使用した場合は、市の負担により交換するものとする。

（維持管理）

第9条 申請者は、AED等を常に良好な状態で管理しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) A E D等を取扱説明書に基づき、適切に使用する。
- (2) A E D等を処分し、又は目的外に使用しない。
- (3) A E D等を転貸又は譲渡しない。
- (4) A E D等を試験使用しない。

(報告)

第10条 申請者は、A E D等を返却するとき、A E D等返却報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、A E D等が故障し、破損又は紛失したときは、前項の様式により報告しなければならない。

(返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、A E D等の返還を求めることができる。

- (1) 行事の中止又は開催期間の短縮の場合。
- (2) 市長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第12条 申請者はその責めに帰すべき理由により、A E D等を破損又は紛失等した場合は、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、A E D等の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。